

令和 ●年 ●月 ●日

（あて先）高 槻 市 長

平日の日中に連絡のつく番号を記入

住所	〒569-0067 高槻市桃園町2-1
法人名・屋号・商号	
(フリガナ) 氏名	(タカツキ タロウ) 高槻 太郎 印
生年月日	昭和●●年 ●●月 ●●日
電話番号	090-0000-0000

〔 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

高槻市販売農家物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請及び請求をします。なお、申請に当たって、この申請書兼請求書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ないことを誓約します。また、裏面「誓約事項」の記載事項について、その内容を確認したうえで、同意します。

1 (1) 申請区分 (青色申告決算書又は収支内訳書の販売金額欄、又は売上額を証明する書類の販売金額に応じて申請区分のいずれか 1 つに☑してください。)

申請区分 (いずれか 1 つに☑)	販売金額	支援金額
☐	1 万円以上 10 万円未満	8 千円
☐	10 万円以上 50 万円未満	1 万 5 千円
☒	50 万円以上 100 万円未満	3 万円
☐	100 万円以上 500 万円未満	5 万 5 千円
☐	500 万円以上 1,000 万円未満	9 万円
☐	1,000 万円以上	15 万円
☐		45 万円

販売金額に応じていずれか一つに✓

(2) 販売金額添付書類 (いずれか一つに☑してください)

① ☒	令和 6 年における JA たかつきライスセンターの情報化市が取得することに同意します。 →販売金額を証明する書類を添付します。
② ☐	①以外で販売金額を証明する書類を添付します。 →令和 6 年確定申告書の写し及び売上額を証明する書類が必要です。

令和 6 年における JA たかつきライスセンターの利用実績及び農風館（野見町店・かしだ店）の売上額のみを販売金額とする場合は①に✓
(販売金額を証する書類は不要です)

確定申告の写しやその他の売上額を販売金額とする場合は②に✓

2 支援金振込先 (いずれか一つに☑してください。)

① ☐	(令和 6 年度支援金受給者のみ) 令和 6 年度振り込んでください。 →裏面の振込先の記入・口座資料の添付は不要です。
② ☒	裏面の口座に振り込んでください。 →裏面の振込先の記入・口座資料の添付は不要です。

①は前回受給者で前回と同じ振込先の場合は✓
(裏面の口座番号等記入不要・通帳の写しは不要です)

その他の場合は②に✓

(市処理欄)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)				支店名				分類	口座番号 (右詰めでお書きください)							
高槻市 1.農業協同組合 2.銀行 3.()				本・支店 本・支所 出張所				1 普通 2 当座 3 その他								
金融機関 コード				支店 コード												
フリガナ		タカツキ タロウ														
口座名義		高槻 太郎														
※ 口座名義が法人名または申請者と異なる場合は、以下の欄に申請者名を捺印してください。																
上記口座に支援金を振り込んでください。																
(申請者 氏)																

2 支援金振込先の②に✓した場合は全て記入

3 添付書類

書類が全て揃っているか確認

✓	(令和 6 年度支援金受給者で申請者が変更ない場合は不要) 本人の住所が確認できる書類 (運転免許証 (表・裏の両方) ・各種健康保険証 (表・裏の両方) ・住民基本台帳カード (表面) ・パスポート (顔写真記載ページ及び所持人記入欄) ・マイナンバーカード (表面) 等の写し) ※いずれも申請を行う日において有効な書類に限る。 ※法人の場合にあっては、代表者事項証明書・法人事業概況説明書等の写し
✓	(「1(2)販売金額添付書類」で①を☑した方は不要) 令和 6 年確定申告書の写し及び青色申告決算書又は収支内訳書 (白色申告の場合) の写し 又は令和 6 年の売上額を証する書類 (売上金額、摘要、日付、販売元、取引先が記載された、取引先が発行する明細通知等 (例) 令和 6 年に JA が発行したライセンスセンターの明細通知 等)
✓	(「2 支援金振込先」で①を☑した方は不要) 振込先の通帳等の写し (表紙をめくった最初のページ)

誓約事項

- 高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付要綱を遵守すること。
- 申請日現在、高槻市内に住所・本店が所在していること。
- 申請日現在、農業を継続して行っており、今後も営農を継続すること。
- 本市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。申請内容の不備等が本市が指定する期限までに解消されなかったときは、支援金が不交付となる場合があることに同意すること。
- 農業経営体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、高槻市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者ではないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していないこと。該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料 (法人の役員名簿等) を遅滞なく提出すること。
- 個人情報の取り扱いに関して、本支援金の審査・交付に関する事務に限り、高槻市が次の団体と情報共有することに同意すること。(団体名) 高槻市農業委員会・高槻市農業協同組合 等
- 高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意すること。
- 同一の農業者として支援金を二重に受給するなど、虚偽の申請その他不正な手段等により支援金の交付を受けたときは、交付要綱第 1 2 条に基づく支援金の返還、及び交付要綱第 1 3 条に基づく違約金及び延滞金の支払いを行うこと。
- 支援金交付に係る情報として、本課が申請者の課税状況等について、確認することに同意すること。